

学校での安全教育と安全管理について

－文科省の学校安全資料等を踏まえて－

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

1. はじめに

今年になり世界で新型コロナウイルス感染症が大流行し、各国とも日常の社会生活が停滞する緊急事態となってしまった。

この感染症は、いまだ解明されていないことが多く、そのワクチンの緊急開発と普及に期待が寄せられている。

しかし、今後とも感染者の活動の様態によっては、二次・三次と感染拡大の可能性も心配されている。

過去、流感等の感染症による学校の臨時休校の措置は、地域や生活圏毎の蔓延の状況を踏まえ、限定的な学級や学校毎の範囲で対応がなされてきた。

今回の新型コロナウイルス感染症への各学校の対応は、国や都道府県のレベルで一斉臨時休業の措置が執られ、かつ長期間となってしまう、できるだけ早期に有効となる対応措置が求められてきた。

各学校は、文科省及び都道府県・区市町村の教育委員会の指示を受け、学習の遅れを補う措置がいろいろと工夫され実施されてきているが、想定外の長い期間の感染症対応となり、関係機関の工夫した対策に期待したい。

高等学校においては2022年度から実施の高等学校学習指導要領を踏まえた新教育課程の編成に向けて、この機会に「学校保健安全法」

や文科省の「学校安全資料」(2019.3改訂)等を参考にして、学校での安全教育や安全管理の全般について再検討を願いたい。

具体的には、毎年度末に実施する安全に関する学校評価としては、学校生活上での事故だけでなく、学校の立地による巨大地震とそれに伴う大津波をはじめ、台風や集中豪雨などの自然災害の対応策についても、地域のハザードマップ等を参考資料として、学校としての対応策を立案し、全教職員間で共通理解を図り、対応策を確認する必要がある。

2. 学校での安全教育と安全管理

生徒たちには、学校生活において仲間や教職員との触れ合いを通して、望ましい人格形成が期待されている。

そのためには、生徒たちが生き生きと活動し、安全に学べる「学校生活」の場の確保が前提となる。

つまり、学校生活においては、日常的に生徒一人ひとりが自他の安全を確保し、個人だけではなく学校全体として安全意識を高め、全ての生徒・教職員が安全な学校生活を築いていくための安全教育とそのため安全管理が求められる。

そこで、生徒一人ひとりに、教育活動全体を通して、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力の育成が求められる。各学校

における安全教育は、日常生活において心身や施設・設備に危害をもたらす様々な危険や災害等から生徒自ら身を守り、万が一、学校で事件や事故・災害等が発生した場合でも、被害を最小限に留めるために適切に行動できる能力を育成するのである。

さらに、生徒たちの生涯にわたる安全に関する資質の基盤を培うとともに、社会生活の様々な場面で自ら活躍し、社会生活での安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに貢献できる態度の育成も期待される。

つまり、自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために、今何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動できる力を身に付けさせるのである。

そのためには、様々な自然災害や事件・事故等の危険性を理解し、必要な知識や技能や態度を身に付けさせる必要がある。

そこで日常的な学校生活においては、生徒一人ひとりが自他の安全を確保すると共に、個人としてだけでなく学校全体として安全意識を高め、全ての生徒・教職員が安全な学校生活を築いていくための行動力が求められる。

日常的に学校生活での安全を確保するためには、学校の施設・設備の安全点検等の安全管理(学校保健安全法第28条参照)を徹底するとともに、生徒自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育の充実が求められる。

学校の運営にあたっては、組織的な安全管理の充実を図り、安全で安心な学校施設・設備を整備し、かつ生徒がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な社会生活を実現できる主体的な行動力を身に付けさせる「学校安全管理体制」の確立が求められる。

特に、安全教育と安全管理は、どちらか一方のみでは安全確保の実現は難しく、両者を同時

に教育課程に位置付けて一体的な活動として展開する必要がある。

各学校において生徒・教職員等の安全確保を図るためには、危険等発生時において学校の教職員のとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」の作成が学校保健安全法第29条に規定されている。

各学校は、「危険等発生時対処要領」を必ず作成し、防災避難訓練等の反省や関係機関の専門家等の助言等を踏まえて、適時に見直すことが求められる。

そこで各学校においては、避難訓練等も含めた安全教育に関する具体的な内容は、「学校安全計画」(学校保健安全法第27条参照)として教育課程に位置付け実施することが求められている。

工業高校としては、設置学科の特質や地域や生徒の実態に応じて、安全に関する各専門科目の指導内容等に配慮して教育課程を編成することが重要である。

具体的には、各教科・科目や総合的な探究の時間・特別活動等において、年間を通して指導すべき内容を整理し、「学校安全計画」に位置付け、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施する必要がある。

また、安全管理では、各学校での共通点も多いが、工業高校としては、学科により施設・設備や実験・実習等の学習内容が異なるので、それぞれの学校の実情に応じた機器や薬品等の安全管理が必要である。

各学校で安全管理を行う主体は、原則として管理職をはじめとする教職員であるが、立地する地域との関わりも大切にして、関係機関等にも安全管理に参加してもらうことにより、教職員以外の立場からの視点や協力により安全管理の取組を充実することができる。

そのため学校安全計画の策定にあたっては、一体的に安全管理と安全教育を年間の教育課程

に組み入れて計画的に実施することが求められている。

具体的な安全教育としては、各教科や特別活動等において、年間を通して指導すべき内容を整理し、「学校安全計画」に位置付け、系統的・体系的に実施することが必要である。

3. 校内事故等発生時の初期対応

校内で事故等が発生した場合、生徒の生命を最優先に、迅速かつ適切な対応が必要となる。そのためには、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車を手配する。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求めて対応する。

一般的な事故対応については、教員間で役割分担をして、周囲の状況を整え、生徒の動揺を抑え、保護者、学校医、教育委員会等への連絡などの対応にあたる。

事後措置としては、引き続き被害生徒の保護者等との連絡・対応にあたり、教職員間の共通の理解のもと全校生徒への指導も行い、状況に応じて、警察、報道機関等への適切な対応が必要となる。

特に、被害生徒の保護者への連絡上の留意点としては、事故等の発生の第1報を可能な限り早く連絡する。

その際、保護者には事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。その後、被害の詳細や搬送先の医療機関などが判明した段階で第2報を行うとともに、その後も正確かつ迅速な連絡を誠意をもってあたる必要がある。

校内活動時だけでなく、登下校時や校外活動時における事故等の発生にも備え、地域や学校の実情を踏まえて、できる限り具体的に事故発生時の対応手順を定め、教職員間で共有しておくことが重要である。

4. 災害時緊急対応体制の整備

災害の特質に応じた安全対応措置が取れるように、「学校防災」などの組織を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できる組織づくりが必要である。

(「危険等発生時対処要項」学校保健安全施行令29条参照)

ここでは、防災体制の役割分担はもちろん、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法及び避難方法及び避難場所、非常持ち出しする物品など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解が必要となる。

また、避難指示等の指揮は、管理職や防災担当者が不在でも対応できるように、代行順位を明らかにしておく必要がある。

また、学校が災害時に地域の避難所として指定されている場合には、日頃から地区の防災担当部局と連携し、避難所となる場合の運営に関して連絡調整をしておく必要がある。

災害によっては、一刻も早く全員が安全な場所に避難することが求められる。

その場合、教職員は避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、生徒の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

実際に災害が起きている最中に「危機管理マニュアル」等を確認することはできないので事前に熟知しておく必要がある。

5. 校外等における事故対応

校外での学校行事等にあたっては、綿密な計画と生徒への事前の安全指導及び教職員の役割分担や緊急事態が発生した場合の連絡方法を再検討し、必要な対策を事前に準備しておく必要がある。

修学旅行等で生徒が教職員から離れて活動す

る場合は、生徒から教職員への連絡方法や引率する教職員からは、学校・保護者・関係機関等への緊急連絡体制を確立しておく必要がある。

また、あらかじめ、経路や現地における連絡の方法、救急病院等も調査しておくとともに、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく必要もある。

さらに、校外でマラソン大会等を実施したり、部活動で遠征する場合などでは、AEDを使用する場面も想定し、事前に現地での設置箇所を確認したり、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であり、AEDの使用方法については日頃から教職員間で確認しておく必要がある。

6. 事故発生等における心のケア

人は誰でも事件や事故や災害に遭遇し強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。一般的にストレスは、時間の経過とともに薄らいでいくが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障をきたし、生徒の成長や発達に大きな障害となることもある。

そのため、日頃から生徒の健康観察を徹底し、保護者とも情報の共有を図るなどして、異常の早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

7. 工業高校での安全指導の展開例

工業教育では、生徒にとって実験実習の学習場面で、初めて体験する学習内容も多くあり、気を抜くと事故が発生しやすい危険な作業を多く体験する。

そこで、入学当初から学習する専門科目の共通履修科目である「工業技術基礎」では、実験・実習を中心に学習を展開させ、事故の防止に努めながら安全に作業するための知識・技能・態

度を習得する科目として、その指導の充実が求められている。

特に入学当初から生徒たち一人ひとりに、「工業技術基礎」の指導を通して安全意識を定着させることにより、その後の発展的な実習や課題研究等の専門科目の学習でも、身に付けた知識や技能や態度が生かされる。

そこで各専門学科とも、学年別に指導上危険な作業場면을洗い出し、指導上のポイントを共通理解し、確認し合う必要がある。

そして生徒たちが就職後の工場現場等において安全を最優先させ、労働災害の防止に努めながら生産活動にあたる、実践的な技術者として育成できるように指導したい。

また、交通安全指導の充実も図りたい。過去、自転車通学する生徒が、始業時に遅刻しそうになって急いでしまい、狭い通学路で年配の女性を撥ねた事例があった。

現在は全国の自治体で自転車保険制度が義務化されてきており、自転車通学生徒には保険に加入をさせることが求められる。また、高校在学中の16才から原付自転車免許、18才からは普通自動車の普通免許取得が可能となる。そこで就職等を控えた生徒が運転免許の取得を希望した場合には、自ら運転することのメリットとリスクなどの必要な情報を収集させ、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育成する必要がある。そのために交通安全教室等を企画し、警察署とも連携し運転に伴う危険場面を見学するなどして、交通安全に関する資質・能力・態度を高めさせる必要がある。

(詳細は文科省学校防災マニュアル・学校の危機管理マニュアル作成の手引等参照)